

馬政局官制、馬制局職負特別任用令、
馬政局高等官ノ官等ニ關スル件會議筆記
明治三十九年五月二十九日

国立公文書館

分類

2 A

配架番号

15-8

⑧D 228

利用上の注意

本館蔵書は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

樞密院會議筆記

一 馬政局官制

一 馬政局職員特別任用令

一 馬政局高等官官等ニ關スル件

明治三十九年五月二十九日午前十一時開議
聖上臨御不被爲在

出席員

議長

東久世副議長

大臣

西園寺總理大臣 六番

顧問官

田中顧問官 廿二番

海江田顧問官 廿三番

細川顧問官 廿四番

中牟田顧問官 廿六番

大島顧問官 廿七番

○九鬼顧問官 廿八番

○高崎顧問官 廿九番

杉 顧問官 三十番

○蜂須賀顧問官 卅一番

伊東顧問官 卅三番

野村顧問官 卅五番

林 顧問官 卅六番

小村顧問官 四十番

金子顧問官 四十一番

末松顧問官 四十二番

曾禰顧問官 四十三番

○清浦顧問官 四十四番

○ハ午後缺席

缺席員

議長

山縣議長

皇族

嘉仁親王 一番

貞愛親王 二番

威仁親王 三番

載仁親王 四番

依仁親王 五番

大臣

寺内陸軍大臣 七番

松岡農商務大臣 八番

齋藤海軍大臣 九番

阪谷大藏大臣 十番

山縣遞信大臣 十一番

松田司法大臣 十二番

原 内務大臣 十三番

牧野文部大臣 十四番

林 外務大臣 十五番

顧問官

伊藤顧問官 十七番

松方顧問官 十八番

樺山顧問官 十九番

福岡顧問官 二十番

佐佐木顧問官 廿一番

河瀬顧問官 廿五番

高島顧問官 卅二番

岩倉顧問官 卅四番

黒田顧問官 卅七番

西 顧問官 卅八番

税所顧問官 卅九番

委員

石渡内閣書記官長

報告員

逓家法制局參事官

都筑書記官長

書記官

河邨書記官

柴田書記官

議長(東久世)

馬政局官制第一讀會ヲ開リ朗讀

ハ省略ス

報告員(都筑)

馬、行政ハ從來總テ農商務省ニ

テ掌リ來リタルモ自然ニ殖産上ノ點ヨリ
察シテノ改良ニ重ヲ置クコトナリ從テ
馬トシテノ目的ヨリ馬ノ改良ヲ促スコトニ
ツキテ遺憾アリ日清戰爭北清事變ニ於テ共
ニ軍馬ノ不充分ナル感アリタルニ拘ラス其
後軍馬ノ改良措々シカラス依テ制度ヲ改メ
テ茲ニ馬政局官制ヲ發布セラレントス而シ
テ殖産上ノ目的ト軍馬ノ目的ト兩方ノ點ヨ
リ馬ノ改良ヲ圖ルカ爲ニハ之ヲ農商務省ニ
任シ置クトキハ從前ノ如ク殖産上ノ點ニノ

ミ重ヲ置クノ遺憾アリ去レハトテ之ヲ軍事
ノ官衙ニ屬セシムルトキハ又餘リニ軍馬ト
曰フ點ノ一方ニ傾リ虞アリ故ニ茲ニ獨立ノ
官衙ヲ設ケ之ヲ農商務陸軍兩省ノ共轄トス
ルカ又ハ總理大臣ノ管轄ニ歸セシムルカニ
者其ノ一ヲ擇フノ外ナシ本案ニ於テハ之ヲ
總理大臣ノ管轄ニ屬セシメタリ斯ノ如クナ
ルトキハ總理大臣ハ從前トハ異リテ從前ハ
單ニ行政ノ統一ヲ保持スルノミナリシニ今
後ハ直接ニ自ラ行政事務ヲ掌ルコトトナル

從テ馬ノ傳染病豫防ニツキテ警察權ヲ行
爲メ省令ニ等シキ閣令ヲ發スルノ權限ア
コトヲ要ス又從前ノ總理大臣トハ其ノ性質
ヲ異ニシ馬政ノ長官トシテノ總理大臣ハ内
閣總理大臣ニ閣議ヲ乞フノ必要モアルヘリ
兎モ尙變體ノ組織ナリ他ニ良キ制度アラハ
宜シキモ今日ニ於テハ他ニ良法モ無キヲ以
テ一時此ノ制度ト爲スモ萬已ムヲ得サル次
第ナリ故ニ變體トハ認メタルモ此ノ儘御可
決アリテ然ルヘシト思フ謹テ報告ス

二十七番(大鳥)

本案ハ大體ニ於テ至極御尤ナ
ル案ト思フ日本ノ馬ハ軍用ノモノモ駄馬用
ノモノモ其ノ弱キコトハ顯著ナリ農商務省
ニ於テモ外國ノ種馬ヲ買入レテ段段馬ノ改
良ヲ圖リタルモ戰爭中駄馬ノ弱キニハ當局
者モ殆ト困却シタル由ニ間及ヘリ故ニ今日
ハ馬政擴張ノ手始トシテ充分海外ノ制度實
際ヲモ探究シ又内地ノ牧場等ノ改良セラレ
ムコトヲ希望ス故ニ本案ノ如キ官制ヲ設ク
ルニハ異存ナシ唯第二條ニ規定セル職員ノ

コトニツキテ少シ了解シカヤキ點アリ夫
ハ總裁ナルモノヲ置キテ親任ト爲シ置ク
必要アリヤ否ノ點ナリ法制局、賞勳局、統計局
等ノ如キ何レモ皆單ニ勅任ト謂フマテニシ
テ親任ニハアラス名稱ニツキテ曰ヘハ獨リ
賞勳局ノミニハ總裁副總裁ナルモノアリ其
ノ外ニハ此カル名稱ナシ今本官制ニ於テハ
總裁ヲ置キテ親任トシ馬政長官ハ勅任トア
リ果シテ長官カ勅任ナラハ別ニ其ノ上ニ總
裁ハ要セサルナリ何トナレハ長官カ局長ト

ナリテ恰モ法制局、統計局等ト同様ナレハナ
リ故ニ總裁ハ之ヲ置カスシテ然ルヘキコト
ト思フ馬政長官カ主タル人トナリテ下ノ技
師屬官等ヲ配置シ指揮監督ニ行カハ宜シカ
ラム然ルニ今本官制ニ於テ獨リ賞勳局ニ倣
ヒテ總裁ヲ置キ而カモ之ヲ親任トシタル所
以ハ何カ深キ仔細アリテ長官ニテハ行ハレ
難キコトニテモアルナム其次第一應取
リタシ此ノ他ノ點ハ總テ同意ナリ

報告員(都筑)

政府委員ヨリ説明アルヘキモ一

應本官ノ考ヲ述フヘシ本官等ノ調査ニ依
ハ今回ノ馬政局ナルモノハ規模頗ル大ナ
從來農商務省ニ屬シタルモノヲ今般同省ヨ
リ獨立セシメ又陸軍省ニモ屬セシメスシテ
別ニ一ノ官廳ヲ立ツルコトナルカ故ニ實ハ
之カ爲ニ一省ヲ設ケタキ位ナリ然シ馬政省
ナルモノヲ設クルトキハ其ノ事務ハ單ニ馬
ノミナルヲ以テ一省トシテ獨立セシムル程
ノ事務ナシ依テ之ヲ一局トシテ內閣ニ屬セ
シメタルナリ從テ其ノ責任ハ總理大臣カ之

ニ任スルコトトナルヘキモ實際ニ於テハ總
理大臣ハ非常ニ忙シク且ツ統一ノ才識ト專
門ノ才識ニハ自ラ差アルカ故ニ總理大臣ニ
代テ充分其ノ責任ヲ盡シ得ル地位ノ人ヲ總
裁ト爲ササルヘカラス農商務省陸軍省兩省
ニ對スル關係モ有リ又民間ノ馬ニ對シテ行
政ヲ爲スニツキテハ府縣知事ノ上ニ命令ヲ
下ササルヘカラサルコトアリ單純ノ局長位
ノモノニテハ此ノ目的ヲ達スルコト能ハス
今一ツ牧場長等ノ如キモノハ總テ地方ニ居

ルモノニアラスミテ中央即馬政局ノ中
ルモノナリ此等ノ者全體ヲ指揮シテ行
局長位ノ勅任官ニテ行ヒ居ル例ハ殆ト之レ
無シ依テ本案ハ已ロヲ得サルモノトシテ此
ノ儘通過セシメラレ然ルヘキモノト報告シ
タル次第ナリ

二十七番(大鳥) 書記官長ノ御説明ノ御趣意ハ
能ク了解シタリ尚當局主任ノ人ヨリ勅任ノ
局長ニテハ事足ラサルノ理由ヲ一應御説明
アリタシ

委員(道家)

理由ハ書記官長ヨリ詳細述ヘラレ

タル通ニテ別ニ他ニ理由ナシ御承知ノ通馬
政ノ振興ハ頗ル困難ナル事業ニシテ馬政局
ヲ設クルニツキテモ一昨年馬政調査委員會
ナルモノヲ設ケ曾禰顧問官カ其ノ委員長ト
シテ充分ノ調査ヲ經タル上其ノ結果トシテ
馬政局ヲ設クルコトナリタルナリ此ノ計
畫ハ前後三十年間ニ涉リ之ヲ二期ニ區分シ
第一期ハ十八年第二期ハ十二年ニシテ其ノ
經費ノ如キモ二千九百八十四萬圓ヲ要シ今

年度ニ於テモ百七十八萬圓ヲ要スヘキ大
業ナリ又他ノ局トハ異リテ馬政ニ關シテ
民ト直接ノ關係アリ總理大臣カ管理セラル
ルトモ國務最モ繁劇ナルニ付事實上之ニ代
ルノ人ヲ要ス書記官長モ述ヘラレシ通一省
ヲ置カサルヘカラサル程ノ事業ナルモ一局
トシテ事務ヲ取ラルル事ト爲シタル次第ニ
付本案ノ如ク特ニ位地ノ高キ總裁ヲ要スル
ナリ

報告員(都筑)

尚附加ヘテ實際ノ組織ヲ御話ス

レハ陸軍ノ將官ヲモ用ヒ又農商務省及宮内
省ノ官吏ヲモ採用スルコトトナル見込ニテ
即三箇所ヨリ任用スル筈ナリサレハ斯ノ如
ク教育經歷ノ異ナル種種ノ人ヲ使ヒ行クニ
ハ餘程高地位ノ人ヲ用ヒサレハ使ヒ切ラサ
ルナリ此ノ事ハ表面上ニハ出セサルモ實際
上ニハ一ノ重キ理由ナリトス

二十八番(九鬼)

唯今書記官長ヨリノ御話ニ陸

軍ノ將官ヲモ採用ストノコトナルモ奏任官
タル馬政官ニ陸軍ノ將官ヲ採用セララルコ

トハ恐ラクハ無カラニ

報告員(都筑)

馬政長官ハ文武勅任官又ハ宮

省勅任官ヨリ採用セラルルナリ馬政官ハ奏任ナリ

二十八番(九鬼)

二十七番ヨリ質問アリタル時

ニ馬政長官ヲ以テ局務ヲ掌理スル人トシ細裁ナルモノヲ全然置カサルコトトシテハ羊

支アルヤトノ趣意ト解セリ若シ長官ノ外ニ

尚總裁ナルモノヲ置クトキハ長官ニハ陸軍

ノ將官ヲ用ヒラルルコトアルヘキヲ以テ即

總裁ノ下ニ陸軍ノ將官ヲ使フコトトナルナ

ラム成程現在ニ於テモ内閣ニ賞勲局總裁ア

リテ親任ト爲ミアルモ之ヨリ第一ニ勲記ニ

署名スルニツキテモ局長ナル名稱ニテ事足

ラヌ様覺フルヲ以テ賞勲局ニ總裁ヲ置クハ

適當ナルカト思フ然シ本案ニ於テハ馬政局

ハ成程經費百七十八萬圓ヲ要スル事業ヲ行

フトスルモ兎ニ角其ノ事ハ單ニ馬政ノミノ

コトナレハ一省ヲ置ク程ノ必要ナキハ勿論

事實一局トシテ之ヲ内閣總理大臣ノ下ニ置

クニ當リ態々總裁ナルモノヲ置キテ其ノ
務ヲ掌ラシムルハ餘リニ大袈裟ニ過キタリ
ト思ハル事業ノ大ナルモノハ隨分他ニモ夥
多之アリ先刻ノ政府委員ノ説明ニ依ルモ馬
制調査ニツキテハ曾禰前大蔵大臣カ委員長
トシテ調査セラレタリトノコトナルカ軍國
ノ際事業最繁劇ナル大蔵大臣カ兼務シタル
程ノ次第ナルニ今日馬政局ヲ設ケテ之ヲ内
閣所管ニ歸セシムルニ總理大臣ノ外ニ親任
官タル總裁ヲ要スト謂フカ如キハ實ニ妥當
ヲ缺クノ說ナリト思考ス依テ寧ロ總裁ヲ止
メテ單ニ馬政長官ノミニテ局務ヲ掌ラシメ
ラルルヲ適當トス

四十二番(末松) 本官モ質問旁意見ヲ述ヘム本
官ハ唯今二十八番ヨリ述ヘラレタル意見ニ
同感ナリ二十八番ハ其ノ中ニ賞勲局總裁ハ
親任ナリト曰ハレタルモ本官ノ記憶ニ依レ
ハ親任ニ非ス然シ總裁ナル名稱ヲ付シタル
意味ハ成程二十八番ノ曰ハルル通ナラム即
賞勲局ニ於テハ總裁副總裁トアリテ之カ即

他ノ處ニテ曰ハハ事務長官ニ設當スルモ
ナリ今本案ニ於テハ馬政長官カ事務ノ頭
長官ナリ其ノ上ニ總裁ナルモノヲ置クハ恰
モ赤十字社等ノ團體ニ社長ノ外尚皇族ヲ甄
キテ總裁ト爲シルカ如シ此等ノ總裁ハ保
護者即 *Johnson* ノ意味ナリ博覽會等ニ於テ
モ總裁ハ之ト同意義ニシテ即少シモ實際上
ノ事務ニ當ラサルナリ普通ノ官廳ニ於テ局
ニセヨ省ニセヨ總裁ナル名稱ヲ用フルハ面
白カラス赤十字社ノ如ク社長ノ外ニ總裁ア

ルカ如キハ官廳ニ於テハ甚面白カラサルコ
トト思フナリ又馬政局ハ總理大臣ノ直轄ニ
シテ此ノ總理大臣カ即親任官ナレハ夫レニ
テ澤山ナリ他ノ役所ヲ見レハ會計検査院長
モ親任ニアラス親補ト曰フニ過キス大審院
長モ然リ行政裁判所長官モ然リ陸海軍ノ方
ニ於テハ近頃大分大將ノ數モ増加シタルモ
從來ハ多クハ親補ノ職ト爲シテ親任官ハ中
中容易ニ之ヲ設ケラレサリシ即勅任一等官
トシテ之ヲ親補スルコトトナリアルナリ今

日二十七番二十八番等ヨリモ御説アリシ
カ如ク馬政長官ノ上ニ恰モ皇族ノ總裁ノ
キモノヲ頂クナトハ他ノ官廳トノ權衡上果
シテ如何事業如何ニ大ナリト曰フモ所要經
費ノ鉅額ナルハ他ニ幾多アリ會計検査院長
及大審院長等ノコトヲ考フルモ茲ニ僅ニ馬
政ノ爲ニ親任官ヲ置クカ如キハ面白カラス
依テ親任ノ總裁ヲ見合セ勅任ノ長官ニ止メ
置クコトト爲シタシ全ク二十七番及二十八
番ト同感ナリ茲ニ質問ヲ兼ネテ聊カ意見ヲ

述一置ク

議長(東久世) 他ニ御發議ナクハ第二讀會ニ移ル

(河邨書記官朗讀)

勅令第 號

馬政局官制

第一條 馬政局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ
馬匹ノ改良蕃殖其ノ他馬政ニ關スル一切ノ
事務ヲ掌ル

第二條 馬政局ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

親任

馬政長官

勅任

馬政官

專任十人

奏任

書記官

專任一人

奏任

種馬牧場長

專任三人

奏任

種馬育成所長

專任一人

奏任

種馬所長

專任十五人

奏任

技師

專任八人

屬

專任二十六人

判任

書記

專任二十一人

判任

技手

專任百十三人

第三條

馬政司ハ之ヲ東京ニ置ク

地方ニ種馬牧場、種馬育成所及種馬所ヲ置キ

馬政司ノ事務ヲ分掌セシム

第四條

總裁ハ局務ヲ總理シ職員ヲ統督ス

第五條

總裁ハ奏任官ノ進退ヲ内閣總理大臣

ニ具狀シ判任官以下ノ進退ヲ行フ

第六條

馬政長官ハ總裁ヲ佐ケ局務ヲ整理シ

事務ヲ監督ス

第七條

馬政官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ經費及監

督ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 書記官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ局務ヲ

ル

第九條 種馬牧場長ハ總裁ノ指揮ヲ承ケ種馬

ノ蕃殖及飼料ノ耕作ニ關スル事務ヲ掌理ス

第十條 種馬育成所長ハ總裁ノ指揮ヲ承ケ幼

種馬ノ育成及調教並飼料ノ耕作ニ關スル事

務ヲ掌理ス

第十一條 種馬所長ハ總裁ノ指揮ヲ承ケ種馬

ノ飼養管理及種付ニ關スル事務ヲ掌理ス

第十二條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ヲ掌

ル

第十三條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事

ス

第十四條 書記ハ種馬牧場、種馬育成所及種馬

所ニ分屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十五條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従

事ス

第十六條 種馬牧場ハ三箇所、種馬育成所ハ一

箇所、種馬所ハ十五箇所トス

第十七條 種馬牧場、種馬育成所及種馬所ノ名

稱位置並種馬所ノ管轄區域ハ内閣總理大
之ヲ定ム

附則

本令ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
議長(東久世) 御發議ナリハ採決ス本案同意者
ハ起立シテ

二十八番(九鬼) 直ニ本案全體ニツキテ決ラ採
ラルルヤ逐條會議ハ行ハレサル次第ナルカ
議長(東久世) 全體ニツキテ採決スルナリ
二十八番(九鬼) 一寸意見ヲ述ヘタシ就テハ可

成逐條審議ノコトニ願ヒタシ

議長(東久世) 逐條審議ノコトニセストモ御意
見アラハ御述ヘアリテ然ルヘシ

二十八番(九鬼) 段段説明ヲ承リタルモ馬政長
官ヲ置キテ總理大臣ノ下ニ在リテ馬政ヲ管
轄スルニ於テハ陸軍將官ノ中ヨリ馬政官ヲ
當テラルル者アリ長官ハ之ヲ統御セサルヘ
カラストノ御話アリタルモ到底左様ノ事ハ
有リ得ヘカラサルナリ又一箇年百七八十萬
圓ノ鉅大ナル經費ヲ使用スル馬ハ各省中ニ

モ之アルヘシ兎モ角單ニ馬ノミノ行政十
ハ如何ニ大ナリトハ曰ヘ夫レ程マテニ複
難澁ナル仕事トハ思ハレス況ムヤ總理大臣
ヲ上ニ頂キテ行政スル以上ハ馬政長官カ奏
任官以下ヲ指揮シテ行フニ何等差支アルヘ
シトモ思ハレヌ又一方ニハ總理大臣アリ其
下ニ馬政長官アリトスレハ其中間ニ在ルモ
ノハ名譽的ノ總裁ナルカ如ク思ハレ體裁上
甚宜シカラス單ニ馬ノミノ行政ニ總裁ヲ置
カネハナラヌト曰フカ如キハ決シテ善キ例

ヲ開ク所以ニアラサルヘシト思フ依テ本官
ハ茲ニ直ニ修正說ヲ提出スルマテノ餘裕ハ
無キモ兎モ角修正ヲ加ヘタキ意見ナリ各條
中總裁トアル處ハ總裁ヲ除キ總裁ノ當ル處
ハ馬政長官カ之ニ當ルト曰フコトニスルモ
宜シカルヘキカト思フツマリ大體ニ於テ修
正ノ意見ナリ其ノ詳細ハ跡ニテ之ヲ確定ス
ルノ餘地ヲ與ヘラレタシ

二十七番(大島) 唯今二十八番ヨリ本案ニ修正
ヲ加ヘタシトノ意見ヲ述ヘラレタリ本官モ

賛成ナリ

三十五番(野村)

二十八番

御發議ニツキテ

一

寸質問ヲ兼ネテ御相談シタシ總裁親任トア

ルヲ全ク削除スヘシトノコトナルモ余ハ乍

張馬政長官勅任次ニ馬政副長官トスルモ羊

支ナキカト思フ趣意ハ先刻來書記官長ノ御

話ニモ實際上長官カ一人ニテハ困難ニシテ

差支ヘルトノコトナリシヲ以テ其ノ實際上

ヨリノ御説明ノ主意ト二十八番ノ御意見ト

ヲ折衷シ馬政長官、副長トスルトノコトナリ

ハ本官モ之ニ賛成ヲ表セム一言二十八番ニ

問フ

報告員(都筑)

別ニ反駁ヲ為ス次第ニアラサル

モ尚一應説明ヲ加ヘ置キタシ本案第五條ノ

奏任官ノ進退ヲ具状スルコトノ如キハ至テ

重キコトナルヲ以テ單純ナル勅任官ニテハ

如何カト思フ又先刻説明ノ際申上ケタルハ

馬政長官ハ陸軍將官ヨリ又馬政官ハ將校ヨ

リ任用セララルモノアリ此等ヲ押ヘルニハ

親任官タル總裁ヲ要ストノ意味ナリシナリ

三十五番(野村) 本官ハ更ニ發議セム本案第

條總裁親任ヲ削リ馬政長官勅任馬政副長官

勅任又ハ奏任ト修正セム此ノ如リスレハ實

際上ニモ別ニ差支ナシト思フ

二十八番(九鬼) 唯今書記官長ノ説明ニツキテ

御尋シタシ内閣法制局賞勳局等ノ奏任官ノ

進退ハ總理大臣カ具狀セラルルニアラサル

ヤ

報告員(都筑) 然リ

二十八番(九鬼) 然ラハ夫レト同一トナリテ可

ナラスヤ

四十二番(末松) 唯今書記官長ノ御説明ハ然ル

可ラス行政裁判所長官會計検査院長等ハ自

ラ奏任官ノ進退ヲ具狀シ居ルナリ而カモ此

等諸官ハ皆高等官一等ニシテ親任官ニハア

ラス

委員(道家) 行政裁判所長官等ハ親任待遇ト爲

リ居ルヲ以テ奏任官ノ進退ヲ具狀スルモ可

ナリ單純ナル勅任官ニシテ奏任官ノ進退ヲ

具狀スルノ例ハ承知セス假リニ唯今ノ如リ

修正セラルルコトナラハ馬政局ナルモ
カ至テ輕ク爲ルノ嫌アリト思フ

二十八番(九鬼) 唯今ノ御説明ニ對シテ一言ス
行政裁判所長官カ親任待遇ト爲リタルハ近
頃ノコトナリシト思フ其ノ前ハ如何ナリモ
カ

委員(道家) 其ノ以前ハ成程勅任官ニテ奏任官
ノ進退ヲ具狀セシヤモ知ラス然レ行政裁判
所長官ノ親任官待遇トナリタルハ古キコト
ナリ

二十八番(九鬼) 餘り古キコトトハ思ハレス若
シ其ノ親任待遇トナル以前ニ總理大臣カ具
狀シタル次第ニアラストスレハ行政裁判所
長官カ具狀シタルナリ會計検査院長モ亦勅
任官ニテ有リタルモ奏任官ノ進退ヲ具狀シ
タリ若シ又單純ナル勅任官カ具狀スルコト
カ不都合ナリトスレハ總理大臣カ具狀スル
コトスレハ可ナルヘシ

委員(石渡) 一應申上ケタシ茲ニ少シク行違ナ
キヤト思ハルルハ總裁ハ露骨ニ曰ヘハ飾物

ニシテ實際上ノ行政ハ馬政長官カ之ニ當
ナラムトノコトナルモ決シテ然ラス實際ハ
總裁カ馬政ニ關スル行政ヲ實行シ馬政長官
ハ其ノ下ニ在リテ之ヲ助ケルニ過キス總裁
ヲ要スル次第ハ書記官長説明ノ通農商務陸
軍兩省ニ對スル關係モアリ又府縣知事等ニ
命令ヲ下スノ關係モアリ旁普通ノ勅任官ニ
テハ折合ハス故ニ親任官トシタルナリ夫ハ
總理大臣カ自ラ遣レハ宜シカルヘシト曰ハ
ルヘキモ元ト馬政局ヲ内閣ニ附屬セシメタ

ルハ元ト内閣カ何レカノ省ニ附屬セシメ
ネハナラサルカ爲ニ附屬セシメタル迄ナリ
事實ニ於テハ馬政ノ一切ヲ總裁カ行フナリ
以上ハ外部ニ對スル事由ナリ内部ニ於テモ
亦事由アリ即馬政長官ハ場合ニ依リ陸軍將
官ヨリ採用スルヤモ知レス依テ出來得ルナ
ラハ總裁ハ親任ニ爲シ置キタシ

二十八番(九鬼) 度々議場ヲ煩ハスコトナル
モ今一應意見ヲ述ヘム全體ニツキテ異論ヲ
述フルノ考ハ無カリシモ段々承リテ了解ニ

苦シム固ヨリ馬政ヲ振興シ馬種ヲ改良ス
コトハ賛成ナリ然シ元トク情實ノ話ニテ豊
商務省ニテハ軍馬必要ナルモ之ニ頓著セス
俗諺ノ我田引水ヲ行フ陸軍省ニテハ國家ニ
必要ナル馬種ノ改良ヲ行ヘス兩省ノ議カ合
ハヌ爲メ兩省以外ニ獨立ノ官廳ヲ設クトノ
コトナリ誠ニ困リ入りタル次第ニテ農商務
省ト陸軍省ト話サヘ附ケハ兩省ノ共同管轄
トスルモ可ナリ又何レカ一方ノ省ニ附ケル
モ可ナリ夫レカ如何ニシテモ行ハレヌカ故

ニ内閣ニ屬セシメ總理大臣直轄ノ下ニ行フ
トノコトナレハ無論總理大臣カ責任ヲ有シ
テ馬政長官カ其下ニ在リテ事務ヲ執ルト曰
フコトニセサレハ此後繁文褥禮ノ甚シキニ
至ルヘク今日馬種ノ改良ハ最急要ナルヘキ
モ戰後ノ經營急要ヲ告グルコト尚此ノ他ニ
モ許多アルヘシ鐵道カ國有トナラハ頗ル洪
大ノ事業トナルヲ以テ總裁アリテ其下ニ長
官アルモ怪ムニハ足ラサルモ兎モ角モ單一
ナル馬ダケノ行政ニ種々ノ情實アリテ總理

大臣ノ下ニ馬政局ヲ置キ馬政長官ヲ置キ
之ニ當ルノ人ハ陸軍ヨリモ出テ又他ヨリ
出ツルニモセヨ之ヲ統督スル人カ親任官ナ
ラサルヘカラストセハ總理大臣カ自ラ之ヲ
行ヘハ宜シカルヘシ原案ノ如キハ體裁ヨリ
曰フモ甚妥當ヲ欠キタリ馬政ハ必要ニシテ
且ツ困難ナリト曰フモ他ニモ幾多ノ必要困
難ナル事業アルヘシサレハ體裁ヨリ曰フモ
實際ヨリ曰フモ特ニ親任官ヲ設クルカ如キ
ハ宜シカルヘカラスト地方長官ニ命令ヲ下ス

ニ當リテ親任官ナラサレハ充分ニ命令ヲ奉
ヒサルノ虞アリトノ話アリシモ總理大臣自
ラ命令ヲ下スカ又ハ總理大臣ノ命ヲ受ケテ
馬政長官カ之ヲ行フニ何等差支アルヘシト
ハ思ハレス願ハクハ本案ヲ稍穩カナル案ト
セラレタシ夫レニハ總裁ヲ置クコトヲ止メ
ラレタシ

三十五番(野村) 提出ノ説ヲ補足ス先ツ修正案
ヲ馬政長官勅任馬政副長官勅任又ハ奏任ト
シ而シテ行政ノ困難云々ノ話アリタルニ依

リ夫レニハ親任官待遇ナルコトアリ即チ
政長官ニ親任官待遇ヲ賜ハルコトトスヘ
夫レニテ差支ナシト思フ

報告員(都筑) 一寸御伺シタシ馬政長官ノ下ニ
馬政副長官ヲ置クニヤ

三十五番(野村) 然リ

報告員(都筑) 第五條ハ削除トナル次第ナルヤ
若シ削除トナレハ法制局等ト同シク總理大
臣カ自ラ行フコトトナルヘシ如何

二十八番(九鬼) 内閣委員ニ御尋ヒ行政裁判

所長官會計検査院長等ハ親任官待遇ナリト
ノコトナルカコレハ人ニツキテ賜ハル待遇
ニハアラサルカ官制上ニ於テハ親任官ニア
ラスト思フ

委員(通家) 然シ乍ラ個人ニツキテ親任待遇ト
ナル譯ニハアラス凡ソ行政裁判所長官會計
検査院長ハ皆親任待遇ノコト定マリ居ルナ
リ

三十五番(野村) 本官カ佛國巴里ニ全權公使タ
リシ時ノ如キハ親任待遇ヲ賜ハレリ巴里ノ

公使ハ必シモ親任官待遇ヲ賜ハルト謂フ
第二ハアラサリシニ特ニ本官ニ其ノ待遇
賜ハリタルナリ

四十二番(末松)

本官ハ三十五番ノ説ニ賛成ス

親任待遇云々ノコトハ此ノ議場ニ於テ決議
スヘキ事ニハアラス故ニ馬政長官勅任及同
副長官勅任又ハ奏任トスルコトヲ賛成ス是
レ本官ハ敢テ好ムテ異ヲ立ツル次第ニハア
ラス全體ノ行政組織上此ノ如クナラサルヘ
カラサルモノナレハナリ然ルニ會計検査院

長及行政裁判所長官ノ如キモノスラ勅任ニ
シテ親任待遇ヲ賜ハルニ過キス今馬政ノ一
ツニツキテ親任官ヲ置クトキハ諸方ニ累ヲ
及シテ諸方ヨリ親任官ヲ設クヘシトノ請求
出テ來ルヘシ故ニ決シテ異ヲ立ツル爲ニハ
アラサルモ茲ニ馬政ニツキテ親任官ヲ置ク
コトハ宜シカラス依テ御忠告的ニ意見ヲ申
上ケタシト思フマテナリ其ノ趣旨ヲ以テ三
十五番ノ發議ニ同意ス此ノ主意カ通過シタ
ル以上ハ跡ハ適當ニ條文ノ修正セラルルコ

トトナルヘシト思フ

議長(東久世)

二十八番ヨリ修正說出テ居リ

ルニ三十五番ヨリモ修正說出テ二者相異シリ而シテ四十二番ハ始ハ二十八番ニ賛成ナリシモ唯今又三十五番ニ賛成セリ

三十五番(野村)

一寸一言ニシテ本官ハ二十八

番ニ賛成ナルモ余ノ趣旨ハ大體ノ主旨ヲ雙方同シモノナリト思フ故ニ本官ハ主旨ニ於テ賛成シ文句マテモ賛成ニタルニアラス故ニ修正意見ヲ述ヘタルナリ

議長(東久世)

文字ト雖モ異ル以上ハ別個ノ修

正意見ト見ルノ外ナシ

二十八番(九鬼)

二十八番モ三十五番ヲ賛成ス

議長(東久世)

然ラハ三十五番ノ説ハ定數ノ賛

成アリ議題ト爲ス

二十七番(大島)

三十五番ノ説ハ本官ノ意見ト

少し違フモ本官ハ總裁ヲ省クト曰フ主意ナルヲ以テ其ノ主意ニハ本官モ賛成ス又行政裁判所長官會計検査院長ノ親任待遇ナルコトハ官制ニ於テ定マリ居ルヤ若シ官制ニ於

テ親任待遇ナラサル以上ハ別ニ議論ヲ為
マテノコトナシト思フ

委員(道家) 唯今親任待遇ノコトカ問題ト為リ

タルカ成程官制ト曰フモノノ中ニハ無キモ
單行ノ勅令ニテ親任待遇ト定メアリ即親任
待遇ニハ規定ニ依リテ為ルモノト人ニ依リ
テ為ルモノトノ區別アルカ之ハ規定ニ依リ
テ為ルモノナリ

四十一番(金子) 差控ヘタキモ本官ハ甚採決ニ
迷フ親任官ハ本官ノ見ル所ニ依レハ大臣ト

樞密顧問官ノミナリシカ夫レハ大使カ加ハ
リタリ又大審院長ハ親補ナリ夫レハ會計檢
査院長行政裁判所長官カ親任待遇ト為リア
リ即検査院長ト行政裁判所長官ハ何人カ為
ルトモ親任待遇ト為ルナリ大學總長ハ單ニ
地位ノ上ヨリ曰ヘハ親任待遇ト為スモ然ル
ヘキ位ナルモ單純ノ勅任官タルニ過キス本
官カ司法大臣在官中ニ是非大審院長ヲ親任
ニ為サルトカメタルモ大審院ニテハ却テ親
任官タルニ當ラサル人モ大審院長ト為ルコ

トアルヘキニ付夫レハ宜シカラヌトノコ
ナリキ又帝國大學總長ナトモ同様ナリ馬
ノ總裁ヲ親任官トナルトキハ此等ノ諸官ハ
無論親任官ト為ササルヘカラサルニ至ルヘ
シ當局者ノ説明ハ馬政振興ノ必要上一時ノ
政策云々トアリ此ノ如リ之カ為ニ一時ノ變
體トシテ行フコトナラハ一時ノ變體ヲシク
御訂正シ乞ヒタシ先程來總裁ハ陸軍將官ヲ
モ統率シテ行クモノユエ至テ困難ナリトノ
御話アリタルモ夫等ハ他ニモ幾多アリ親任

官トナササル可カラサル理由ヲ今少シ明瞭
ニ御説明アラハ贊成スヘシ本官ノ記憶スル
所ニ依レハ博覽會總裁ハ親任官ト為サルト
ノ計畫ナリシモ一時的ノモノナルニ依リ親
任官トナスハ穩カナラストノコトニテ親任
官ヲ以テ之ニ充ツト改メタリサレハ今回ノ
馬政局官制ノ如キ一時ノ政策即變體ノ為ニ
特ニ親任官ヲ置カサルヘカラサル理由カ明
カナラス大審院長大學總長會計検査院長ノ
如キハ必之ヲ親任官ト為サルトノコトヲ申

出ツルニ至ルヘシ夫等ノ御決心ハ充分御
キノ上ナルヤ若シ一時ノ變體ナラハ親任
ヲ以テ之ニ充ツトサレアラハ夫ニテ充分ナ
リ成程馬政局創設ノ際一時ハハカマシキ喧
嘩モアルヘシ然レ是ハ一時ノ事ナリ馬政局
ノ事業其ノ緒ニ就クトキハ最早斯ノ如キ六
カシキ關係モ無キニ至ルヘシ例ヘハ製鐵所
ノ如シ永久紛亂ヲ醸スニ至ルヘキ基ヲ開ク
ハ甚面白カラス故ニ是非共親任官ヲ要スト
ノコトナラハ其ノ必要ナル理由ヲ最少シ明

瞭ニ御説明ヲ乞ヒタシ

委員(石渡) 親任官ヲ要スルコトハ先程申上ケ

タルガケノ外ニハ理由ナシ鬼モ肉此ノ位ノ
重キ位地ノ人ナラサレハ充分遣リ切レヌト
ノコトニテ斯ク定メタルナリ各個人ノ意見
ニ見込ハ種々アルヘシト雖モ實行上之ニア
ラサレハ遣リ切レヌトノ實際家ノ意見ニ依
リテ斯ノ如ク爲シタルナリ何卒宜シク原案
ニ御賛成ヲ願フ

二十四番(細川) 最早正午ヲ過キタルヲ以テ一

應休憩ノコトトシテハ如何

三十一番(蜂須賀)

細川顧問官ノ發議ト同感

リ然シ休憩ハ如何カト思フニツキ寧ロ今日ハ是ニテ止メ他日開會ノコトニシテハ如何

議長(東久世)

本業ハ緊急ヲ要スルニツキ一時

休憩シテ午後引續キ開會スヘシ

(午後零時二十五分)

明治三十九年五月二十九日午後二時二十五分

開議(午前ニ引續キ會議ヲ開ク)

議長(東久世)

午前ノ會議ニ引續キ會議ヲ開ク

三十五番ノ修正説アリ問題ト爲リ居ルニツ

キ書記官ヲシテ朗讀セシム

(河村書記官朗讀)

修正ノ部分ダケ

馬政局官制

第二條 馬政局ニ左ノ職員ヲ置ク

馬政長官

勅任

馬政次長

勅任又ハ奏任

馬政官

專任十人

奏任

書記官

專任一人

奏任

種馬牧場長

專任三人

奏任

種馬育成所長

專任一人

奏任

種馬所長

專任十五人

奏任

技師

專任八人

屬

專任二十六人

判任

書記

專任二十一人

判任

技手

專任百十三人

第四條 馬政長官ハ、局務ヲ總理シ職員ヲ監督

又

第五條 馬政長官ハ奏任官ノ進退ヲ内閣總理

大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ヲ行フ

第六條 馬政次長ハ馬政長官ヲ佐ケ局務ヲ整

理ス

第九條 種馬牧場長ハ馬政長官ノ指揮ヲ承ケ

種馬ノ蕃殖及飼料ノ耕作ニ關スル事務ヲ掌

理ス

第十條 種馬育成所長ハ馬政長官ノ指揮ヲ承

ケ幼種馬ノ育成及調教並飼料ノ耕作ニ關ス

ル事務ヲ掌理ス

第十一條 種馬所長ハ馬政長官ノ指揮ヲ承

種馬ノ飼養管理及種付ニ關スル事務ヲ掌理

ス

三十五番(野村)

一應修正ノ趣意ヲ述ヘル主ナ

ルモノハ第二條ナリ總裁親任トアルヲ改メ

從テ馬政長官ヲ改メタルナリ此ノ事ハ一般

ノ親任タルヘキ位地ノ權衡ヨリ考ヘ又將來

ニ於テ或ハ其ノ弊ヲ生シ現今ニ於テ他トノ

權衡ヲ得サルカ如キハ官制ノ制定上最注意

スヘキコトナルヲ以テ其ノ趣旨ヲ以テ修正

ヲ加フルニ外ナラス從テ其ノ趣旨ニ對シテ

適當ノ修正ヲ加フルノ外ハ單ニ字句ノ修正

ニ過キス尚詳細ハ午前ノ會議ニ於テ御相談

セシ所ナレハ議論ハ最早盡キタリト思フ重

ニ之ヲ絮說セス何卒各位ノ御贊成ヲ乞フ尚

一言セム馬政ハ將來重大ナル行政ニシテ殊

更我國ニ於テハ最モ重シ置クヘキ事柄ナリ

就テハ其ノ長官ハ一意專心ニ其ノ任ニ當ニ

サルヘカラサルコトト思フ其上ニ動物ノ飼

養ニハ年數ヲ要シ其ノ任タルヤ重シ是レ
令ノ制定セラルル所以ナリ然ルニ唯今日
際ノ事情ニノミ依リテ官制上ニ都合良キ規
定ヲ爲サムトノ御説モ有リタルモ成程事情
時勢ニ於テ已ムヲ得サルコトトハ曰ヒナカ
ラ前述ノ如ク馬政其ノモノハ一時ノコトナ
ラス年數掛ルコトユ正官制ハ何処マテモ永
遠ニ立テ置クコトハ馬政其ノモノノ爲ニ必
要ト思フ何卒此ノ趣意ニテ修正案ニ御賛成
シ乞フ

議長(東久世) 他ニ御發議ナリハ三十五番ノ修
正説ニツキ採決ス三十五番ニ同意ノ諸君ハ
起立シ乞フ

(起立八人)

議長(東久世) 多數ト認ム依テ三十五番ノ修正
説ニ決ス(此際九鬼顧問官退席ス)

議長(東久世) 他ノ修正ナキ部分ハ原案ノ通り
決定ス是ニテ第二讀會ヲ終リ第三讀會ニ移
ル朗讀ハ省略ス

第三讀會御發議ナリハ可定ト認ム

次ニ馬政司職員特別任用令第一讀會ヲ開
報告員(都筑) 馬政司官制ノ制定セラルル結
トシテ同司特殊ノ事情ニ依リ通常ノ官吏
テハ困ルニツキ特別任用ノ途ヲ開ク唯今官
制カ修正セラレタル以上ハ自然ノ結果本案
ニモ相當ノ修正ヲ加ヘラルヘキコトト思フ
三十五番(野村) 第一條ニ馬政長官ノ下ニ「馬政
次長」ヲ加フルコトヲ發議ス尚「現」ニ勅任官タ
ル者トアル「外」ル者ノ三字ヲ削除スルヲ穩當
トス序ニ修正說トシテ提出ス

二十四番(細川) 唯今書記官長ヨリ一應御辯明
アリシ様ナルモ能ク分リ兼ネタルニ付一應
朗讀ヲ乞フ

河村書記官朗讀

勅令第 號

馬政司職員特別任用令

第一條 馬政長官ハ滿五年以上馬政官ノ職ニ
在リ又ハ在リタル者ヨリ之ヲ任用スルコト
ヲ得

馬匹ニ關スル職務ニ從事シ現ニ勅任官タル